

位置指定道路における転回路部分の取扱いについて

平成11年秋期部会

位置指定道路における転回路部分の容積率、建ぺい率、道路斜線については次のとおり取り扱う。

- (1) 容積率を算定する道路幅員は、前面道路の幅員Aとし、転回広場は含まないものとする。
- (2) 建ぺい率について、「a」の敷地は街区の角とはみなさず角地適用はないものとする。
- (3) 道路斜線については、前面道路Aからの適用のみとし、転回広場Bからの道路斜線の適用はないものとする。

